

給料月額の経過措置を受けている者の給料月額の改定について

1 経過措置の適用を受けている者の改定について

幼稚園教育職給料表への切替え（平成 27 年 4 月 1 日）により、給料月額の経過措置を受けている者の給料月額については、経過措置の基礎としている給料の月額を各級最高号給の改定率に準じて改定することとする。（別表）

具体には、幼稚園教育職給料表への切替えがなかったとした場合における平成 27 年 4 月 1 日の号給の給料月額以降の改定率を反映した額（円未満切り捨て）とする。

※ 幼稚園教育職給料表は、令和 4 年 4 月 1 日から教育職給料表(3)に改正

2 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

別表 経過措置額の改定率表

単位 (%)

職務の級 給料表	1 級	2 級	3 級	4 級
幼稚園教育職給料表	2.18	1.11	1.13	1.12